

(3) 平成29年度 事業計画書

平成29年4月1日より平成30年3月31日まで

近年、発酵乳・乳酸菌飲料は、消費者の健康意識の高まり、商品の多様化等により順調に市場を拡大してきた。平成29年度においても、乳酸菌の持つ直接的な保健効果についての研究の進展、機能性表示食品制度の活用等により一層の発展が期待される。

一方、公正競争規約及び公正取引協議会を巡る環境は、平成27年4月に「食品表示法」が施行され、更に平成26年12月及び28年4月、「景品表示法」が改正・施行されるなど大きく変化している。

本協議会は、消費者による合理的な商品選択と業界の公正な競争の確保のため、①新しい公正競争規約・規則の普及 ②試買検査等による表示の適正化の推進 ③相談・指導業務の強化を重点課題として次の事業を進めることとする。

1. はっ酵乳、乳酸菌飲料に関する公正競争規約・規則の変更

消費者庁による公正競争規約・規則の承認作業に協力するとともに新しい規約・規則の解説書及びQ&Aの作成を進める。

2. 新しい公正競争規約・規則の普及

新しい規約・規則に関する冊子の配布及び表示担当者を対象とした実務者講習会を全国5か所で開催する。

3. 公正競争規約への適合化事業の実施

消費者代表及び(一社)全国公正取引協議会連合会の代表を招聘して試買検査会を開催する。全国から購入したサンプルを検査し、規約違反の疑いがあるサンプルについては、会員、非会員を問わず、製造者に対して電話及び文書でその内容を通知するとともに改善を促す。

4. 相談・指導業務の実施

(1) 発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する、会員、マスコミ、行政等からの問い合わせに積極的に対応する。

(2) 虚偽誇大等表示に関する会員、消費者等からの相談業務、疑義表示に関する指導業務を強化する。

5. 関係省庁・団体との連携

(1) 消費者庁

「乳酸菌ニュース」への寄稿、公正競争規約変更の協議、虚偽誇大表示に関する協議等日常的に意見を交換する。

(2) (一社)全国公正取引協議会連合会

連合会が主催する行政説明会、意見交換会等に参加し、他の食品関連協議会の公正競争に関する活動状況についての情報を収集する。また、必要に応じて、業界意見を提出する。

(3) 食品関連協議会

全国飲用牛乳公正取引協議会、アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会及びチーズ公正取引協議会と平時から情報交換を行うなど連携に努める。

6. 新会員の勧誘

非会員に対して、当協議会が主催する各種セミナー及び研修会への参加を呼びかけるとともに様々な機会をとらえて協会・協議会への加入を勧める。

以 上